

< 緊急案内 >

一部施設における時短営業のご案内

平素より、当施設の運営につきまして、ご理解賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県が発令していた「まん延防止等重点措置」の延長（7月11日まで）が決定し、君津市もその対象区域に追加されました。これに伴い、利用者さまの安心と安全を最優先に考え要請に従い、まん延防止等重点措置の発令期間中は、営業時間を短縮いたします。

何卒、皆さまのご理解を賜りますよう、お願いします。

- **実施期間：** 6月22日（火曜）から、まん延防止等重点措置の発令期間中
- **営業時間：** 午前9時から午後8時まで
- **対象施設：** ①君津勤労者総合福祉センター
会議室／特別会議室／教養文化室／研修室

②君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設
テニス場（4面）

参照 君津市ホームページ



なお、今後も政府・行政からの要請により、内容が変更となる場合があります。

お問合せ先



君津市西君津 11-1
TEL.0439-88-0611
www.tairyoku.or.jp/